

労務協会からのお知らせ

発行：中小企業福祉労務協会
静岡市清水区押切 782-4 054-345-1056

平成22年4月1日から、短期パートの雇用保険の適用が拡大されました



3月31日まで	4月1日から
① <u>6カ月以上</u> の雇用見込みがあること	① <u>31日以上</u> の雇用見込みがあること
② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること	② 1週間の所定労働時間が20時間以上であること

雇用見込みの期間が短縮されたことで、ほとんどの従業員が雇用保険に加入することになりました。労務協会に入社の連絡モレのないようにお願いします。

未払い残業手当請求事件が多発しています！！

最近、残業手当の支払額が足りないと、従業員から企業に請求してくるケースが多発しています。どんなケースが多いかというところ…

- ①退職後に「内容証明郵便」等で請求してくる
 - ②支払がない場合は、「労働基準監督署に申告する」と書いてある
 - ③支払しないでいると、本当に労働基準監督署に申告し、臨検(調査)が行われる
- 経済・雇用情勢の悪化を受け、諸方面(役所・労働組合(ユニオン)・士業など)で相談窓口が設置されていて、専門的なアドバイスを受けているものと思われます。
- トラブル(紛争)に発展と、企業も対応に労力と時間がかかり、経営者の精神的にも負担となります。

こうした請求がこないよう、以下を確認してください。

- ①残業手当の単価計算は正しくされているか？→基本給だけでなく、残業手当の計算の基礎となる手当が正しく算入されているか？
- ②残業時間の計算は正しくされているか？→不当に残業時間を少なく計算していないか？
- ③残業手当を「基本給」「営業手当」「役職手当」などの残業手当以外の手当(別名目手当)で支払ったことにしていないか？
- ④残業手当を固定額で支払う場合、その額が固定にしない場合と比べて上回っているか？
- ⑤始業前・終業後・休憩時間を、労働時間かどうか「あいまい」にしていないか？
- ⑥退職を企業・従業員の双方で円満に合意の上で行われているか？
(普段からの良好な信頼関係も重要です)

こうした未払い残業手当の請求が届いた場合や、残業手当が正しく払われているかの確認、利益の悪化等で残業手当を支払う余裕がなくて困っている場合は、なるべく早く労務協会にご相談ください。加えて、無駄な残業をさせないことも大事なことです。

(編集後記)今、野口さんと山崎さんの男女2名の日本人が宇宙にいます。そんなことは、つい最近までは想像ができません。時代はどんどん進んでいくわけで、常識もどんどん変わっていきます。我々も今までしてきたやり方を時代に合わせて、どんどん変化させていかないとついていけません。売上悪化への対応を強いられ、経費節減を求められている企業も多いはず。今一度、「ムリ」「ムラ」「ムダ」を見直していきましょう。
(一ノ宮俊人)